

国立大学法人九州工業大学におけるキャンパス・ハラスメント 防止等に関する相談員の設置について

〔キャンパス・ハラスメント相談員〕

本学では、キャンパス・ハラスメントに関する苦情相談処理のため、相談窓口として、キャンパス・ハラスメント相談員を各部署に配置しています。

相談員は、あなたの要求に基づき、内容を検討のうえ、キャンパス・ハラスメントの調査委員会を設置し、詳しい調査を行うよう要請します。

その調査の結果により、問題解決を目指し、あなたの救済と支援に努めます。

相談した内容、プライバシーは堅く守られ、相談したことにより、あなたが不利になることは決してありませんので、遠慮なく気軽に相談してください。

(1)対象となる相談

- ① キャンパス・ハラスメントの被害を受けた学生・職員本人からの相談
- ② 他の者がキャンパス・ハラスメントをされている者を見て、不快に感じた学生・職員からの相談
- ③ キャンパス・ハラスメントをしている旨の指摘を受けた本人からの相談
- ④ 学生・職員からキャンパス・ハラスメントに関する相談を受けた者からの相談

(2)相談員

別添のとおりです(学内グループウェアに掲載)。

所属に関係なく、相談者が相談員に連絡し、お互いの都合のよい日時と場所で相談を行ってください。

なお、キャンパス・ハラスメント相談員は交替する可能性があります。新しい相談員に交替した場合には、改めて掲示等でお知らせします。